

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
Ⅲ－２－２ 顧客等に関する情報管理態勢 顧客に関する情報は、金融取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。 そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、仲介業者等府令、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。 また、金融サービス仲介業者は、法人関係情報（仲介業者等府令第118条第3号に掲げる法人関係情報をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。 以上のように、金融サービス仲介業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。 （１）（略）	Ⅲ－２－２ 顧客等に関する情報管理態勢 顧客に関する情報は、金融取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。 そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、仲介業者等府令、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。 また、金融サービス仲介業者は、法人関係情報（仲介業者等府令第118条第3号に掲げる法人関係情報をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。 以上のように、金融サービス仲介業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。 （１）（略）

改正案	現行
(2) 個人情報管理に係る留意事項 ①～③ (略) ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン</u>第12条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。	(2) 個人情報管理に係る留意事項 ①～③ (略) ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン</u>第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。